

「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」(第4回) 議事概要について

1. 検討会の概要

日 時：平成 24 年 3 月 16 日 (金) 10:00 ~ 11:00

場 所：経済産業省別館 1012 会議室

出席者：室崎座長、飯沼、宇羅、坂本 各委員

 ゲストスピーカー 復興庁 渡真利氏

 内閣府 小森参事官 江坂企画官

2. 議事概要

はじめに、中間整理(案)につき事務局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。

<事務局説明>

本日欠席の委員より資料の提出がある。「第1章 第一 被災者生活再建支援制度 — 制度・施行面」(3ページ 24~25行目)において「このような予算上の手当や措置が講じられたことにより、・・・安定的に支援金が支給できたものと考えられる。」という部分を落として欲しい、というご意見である。他の欠席委員からは、本日の中間整理(案)で了解をいただいている。

<主な意見等>

基本的には都道府県もそれなりの応分の負担とされており、多少良い悪いの議論はあるかもしれないが、安定的な役割を果たした事実は間違いのないことなので、削除しないで良いと思う。

国による予算措置については、事実として現行制度の枠組みの中で実績を残した。今後の大災害にどう制度を新たに構築するかという議論は必要だと思うが、現行制度の枠組みを緊急時において維持するということにやむを得なかったものであり、明記しておくことが必要と思う。

委員の意見は議事に残すという形で尊重させていただくということで、中間整理(案)の内容については原案のままにさせていただきたい(「承認」となる。)。欠席の各委員にも説明する時間をいただき、最終確認をとった上で中間整理を公表するという形とし、公表の方法については、座長預かりということで事務局にお任せさせていただきたい(「了解」となる。)。公表の時期は、改めて連絡する。(座長)

次に、ゲストスピーカーである復興庁担当者からの東日本大震災における復興状況報告の後、質疑応答を行った。

<主な質疑等>

復興庁と各省庁の関係はどのようになっているのか。復興庁で全てやれるのか、いろいろな事業について各省庁がやるのか。

復興庁は各省が行ういろいろな事業の隙間となるような分野に対応する。また、自治体から政府への要望についてワンストップで対応できるよう体制整備をしているところ。法律上も各省と調整する権限が与えられており、総理大臣による勧告権限もある。そうしたことを活用しながら、復興政策の司令塔として機能することが求められている。(復興庁)

復興庁が実際に事業をやっていくというのは、例えば、交付金の関係は復興庁が全て行うのか。

基本的にはそのとおり。各省の復興関連予算についても、復興庁において一括計上し、実際の執行についても各省と調整しながら行う。(復興庁)

復興庁がリーダーシップを取れるようにすることが大きな課題だと思う。

原子力の事故によって今までにない被災が生じ、広域避難、長期に及ぶ遠隔地避難が出ており、これに対する対処は東京電力等の損害賠償スキームを基本に運用しているようだが、手間と時間が非常にかかっている。復興庁の方でリードし、遠隔地避難の方々への対処策を検討いただけないかと思う。

重要な課題と考えている。長期避難者の支援について各省と調整している。(復興庁)

災害公営住宅はどの程度建設するのか。被災者生活再建支援法以外に検討している支援メニューはあるか。

国土交通省の災害復興宅地融資等の新しい制度を立ち上げており、そういったところで多くの方が支援されるようなことをしっかりやっていくことになると考えている。(復興庁)

阪神・淡路大震災のときは、地元の自治体や産業界との意見交換の場を設け、住宅、産業といったテーマごとに定期的開催していた。復興庁、復興局があるが、自治体の首長や産業界との意見交換の場みたいなものはあるのか。

昨年8月に福島県で復興再生協議会ができた。知事や市町村、国も参加し、国からは大臣以下が福島県に伺い、定期的に協議している。福島復興再生特別措置法の中でも法定化される予定である。岩手と宮城についても、今年2月に国、県及び市町村が参加して、第1回目として「まちづくり」をテーマにして意見交換会を開催している。定期的にいろいろなテーマで今後も続けていくことになると考えている。(復興庁)